

ID: 283

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等による使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第46条		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第46条 町長は、次に掲げる場合においては、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日